

北海道告示第10560号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年11月7日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年7月7日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ函館戸倉

函館市戸倉町130-1ほか

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪府中央区農人橋2丁目1番36号

株式会社ミカエル 代表取締役 松倉 年子

函館市戸倉町33番14号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前）891台

（変更後）580台

#### イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）出入口2箇所、入口4箇所、出口3箇所

（変更後）入口4箇所、出口3箇所

### (4) 変更の年月日

平成30年2月27日

### (5) 変更する理由

駐車場収容台数を削減するため

## 2 届出年月日

平成29年6月26日

## 3 届出書等の縦覧

### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

### (2) 縦覧期間

平成29年7月7日（金）から同年11月7日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

### (4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。